

高鍋町告示第22号

平成22年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年5月10日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成22年5月14日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成22年5月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)
平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)
平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 発議第3号 「口蹄疫」の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める
意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
平成21年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)
平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)
平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 発議第3号 「口蹄疫」の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める
意見書

出席議員（16名）

1番	緒方 直樹君	2番	黒木 正建君
3番	池田 堯君	5番	水町 茂君
6番	大庭 隆昭君	7番	柏木 忠典君
8番	矢野 友子君	10番	岩崎 信也君
11番	八代 輝幸君	12番	徳久 信義君
13番	中村 末子君	14番	春成 勇君
15番	永谷 政幸君	16番	時任 伸一君
17番	山本 隆俊君	18番	後藤 隆夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐 昌敏君	事務局補佐	野中 康弘君
議事調査係長	山下 美穂君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	原田 博樹君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	森 俊彦君
教育総務課長	黒水日出夫君	社会教育課長	三嶋 俊宏君

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。口蹄疫が広がる中で、大変重苦しい感じでございますが、臨時議会を開かさせていただきます。

それでは、平成22年第2回の高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。第2回臨時会招集に当た

り、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

昨日、5月13日午前9時より、第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席しました。

今回の案件は、国民健康保険の助産費など老人保健特別会計の平成21年度分の精算にあたり一般会計拠出分の組み替えを行う専決処分が3件、3月31日の地方税法改正や名称変更に伴う条例の一部改正が1件、口蹄疫が川南町などで発生し、蔓延防止策としての消毒に伴う平成22年度一般会計補正予算専決1件であります。

また、議会から、口蹄疫問題について、同じ児湯郡が発症地であり、畜産農家への補償問題を含む農家支援策、自治体では特別出費による財政圧迫に対して国の支援を求める意見書を作成、児湯郡の議長会会長でもある高鍋町として、高鍋町はもちろんのこと、県下でも意見書提出を要請したものです。

職員は昼夜を問わず口蹄疫蔓延防止策の支援体制を行っており、住民からは不安の声が上がっているようですが、いましばらく経過を見守り、終息宣言が出るまで何とか頑張っ
てほしいとの願いが議会運営委員会一同から出されました。これからも対応策を講じていくためには何らかの予算措置をしなければならないかもしれないし、するべきだとの意見が出されました。議会運営委員会では委員全員の一致を見ましたので、御報告をいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、14番、春成勇議員、15番、永谷政幸議員を指名をいたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日5月14日の1日間としたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定をいたしま
した。

日程第3. 議案第27号

日程第4. 議案第28号

日程第5. 議案第29号

日程第6. 議案第30号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、議案第27号専決処分の承認を求めることについ

て（専決第1号）平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）から日程第6、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例の一部改正についてまで、以上4件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。口蹄疫で本当に皆さんに御心労をおかけしておりますが、今順次防疫の体制をとっておりますので、御理解願いたいと思っております。

それでは、議案の御説明をいたします。

議案第27号（専決第1号）の平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）から、議案第30号（専決第4号）の高鍋町税条例の一部改正についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の御承認を賜りますようお願い申し上げます。

まず、議案第27号（専決第1号）平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、この専決処分の理由といたしましては、高鍋町国民健康保険特別会計及び高鍋町老人保健特別会計の事業費が3月末に確定したことに伴い、財源調整が必要となり専決処分したものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,434万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億8,888万2,000円とするものでございます。

歳入では、医療費の精算に伴う老人保健特別会計からの繰入金増額並びに歳出の減額分を財政調整基金及び減債基金で財源調整を行うものでございます。歳出では、保険給付費に係る国民健康保険特別会計繰出金の増額、医療費の精算に伴う老人保健特別会計繰出金の減額でございます。

次に、議案第28号（専決第2号）平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、この専決処分の理由といたしましては、出産人数が見込みを上回ったことにより、その経費に係る国庫補助金及び一般会計負担分の増額が生じたことから、財源調整の専決処分をしたものでございます。

今回の補正は、それに伴う財源の調整であり、歳入歳出予算総額に変更はなく、歳入の出産育児一時金補助金及び一般会計繰入金を増額し、特別調整交付金を減額調整するものでございます。

次に、議案第29号（専決第3号）平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この専決処分の理由といたしましては、医療費等が3月末に確定したことに伴い、財源調整が必要となり、一般会計への繰り出しが生じたため専決処分したものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ763万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ1,732万3,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳入では平成21年度の医療費概算見込みによる交付額確定に伴う支払基金交付金の増額、平成20年度医療費確定による追加交付額確定に伴う国庫支出金の増額、財源調整による一般会計繰入金の減額及びレセプト過誤による払い戻し額確定に伴う諸収入の増額でございます。

歳出では、平成21年度実績に伴う総務費及び医療諸費の減額、一般会計繰出金の増額でございます。

次に、議案第30号（専決第4号）高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、このたびの地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。この改正法が平成22年4月1日に施行となるため、平成22年3月31日に条例改正を行わなければ税務事務に支障を来すため専決処分したものでございます。

改正の内容でございますが、町民税の徴収につきまして、65歳以下の方の公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る税額に合算して、給与から特別徴収の方法で徴収できるよう改めたことによる改正のほか、上位法関連法令の改正に伴う文言、条文番号等の整理を行ったものでございます。

以上4件の議案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、順次担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは、（専決第1号）平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について詳細説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。まず、歳入についてでございますが、款17特別会計繰入金でございますが、老人保健特別会計におきまして、医療費に係る国庫負担金が精算交付されましたので、一般会計から老人保健特別会計に一時的に立てかえておりました繰り出し分を今回繰り入れるものでございます。

財政調整基金繰入金、減債基金繰入金につきましては、老人保健特別会計繰入金の増額分と歳出の減額分を財源調整するものでございます。

次に、8ページ、9ページ、歳出をお願いいたします。款3民生費の社会福祉費でございますが、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、出産育児一時金に係る一般会計の法定負担分を繰り出すものでございます。また、老人保健特別会計繰出金につきましては、一般会計から医療費分を立てかえることとしておりましたが、請求がなかったことから、その不用分を減額するものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） それでは、議案第28号（専決第2号）平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

その前に、まず専決理由について御説明を申し上げたいと思いますが、今回専決処分をしなければならなかった理由でございますけれども、これは出産育児一時金に関するもの

が主なものでございます。出産育児一時金につきましては、平成21年10月に支給額の引き上げがなされ、あわせて医療機関への直接支払い制度が導入されております。これまでは直接町から本人もしくは医療機関に支払いを行っていた従来の制度と異なりまして、現在は県の国保連合会が支払い業務を仲介する、そういう形をとっております。そのために、実際の連合会からの請求が2カ月後になること、それから分娩方法によって請求日が異なること、それから出産の把握につきましては母子健康手帳の発行数によって把握をいたしておりますが、出産予定日と実際の出産日の差、違いなどから事前把握がなかなか難しい状況となっております。

本年度は出産人数が例年を大きく上回ったことから、3月請求分の出産育児一時金の歳出予算が不足をいたしました。したがって、支払いについては予算流用で対応していましたが、それに伴う一般会計からの法定繰入金予算が不足するために専決処分を行ったものでございます。

それでは、内容について説明を申し上げたいと思いますが、今回の補正は、歳入の財源調整のみでございます。先ほど専決理由で申し上げましたとおり、今回の補正は出産育児一時金関係でございます。出産育児一時金につきましては、平成21年10月から支給額が4万円引き上げられまして42万円となっております。そのうち2万円は国庫負担、残りの40万円のうち3分の2につきましては一般会計から繰り入れることとなっております。

予算書の8ページ、9ページをごらんをいただきたいと思いますが、本年度は出産人数が見込みを上回ったことから、一番上の段の国庫補助金のうち出産育児一時金補助金及び下段の一般会計繰入金をそれぞれ増額をさせていただいたものでございます。

それから、上段の国庫補助金のうち特別調整交付金につきましては、平成21年中に高額療養費特別支給金の請求がなかったこと並びに制度改正、これは70歳から74歳までの医療費の自己負担2割というのが21年度に引き続き1割に据え置かれた制度改正でございますけれども、それに伴うシステム改修費分が次年度交付ということになったことによる減額と、あわせて財源調整をさせていただいたものでございます。

続きまして、議案第29号（専決第3号）平成21年度老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

まず、専決の理由でございますが、老人保健制度は平成19年度で終了し、現在、遅延請求並びに過誤調整及び国、県の負担金等の精算が行われている状況でございます。今回、専決処分をしなければならなかった理由でございますけれども、平成20年度医療費分の国庫負担金精算額が平成22年3月末に確定をいたしました。そのために一般会計へ繰り出す歳出予算が不足をいたしましたので、専決処分を行ったものでございます。

内容につきましてでございますが、今回の補正は、歳入歳出決算額を確定をいたしまして、一般会計繰入金及び一般会計繰出金を確定させるものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思いますが、歳入の主な内容と

いたしましては、支払基金交付金は平成21年度の医療費概算見込みによる現年度分の交付額確定に伴う増額でございます。国庫支出金につきましては、平成20年度過年度医療費確定による追加交付額確定に伴う増額、それから飛ばしまして下段の雑入でございますが、これにつきましてはレセプト過誤による払い戻し額確定に伴う増額でございます。

歳出につきましては、次のページの10ページ、11ページになります。1款の総務費及び2款の医療諸費につきましては、平成21年度実績に伴う減額でございます。

以上のような歳入歳出の状況でございます。歳出総額から歳入総額を差し引いた結果、歳入が歳出を上回りますので、8ページに戻っていただいて、歳入の繰入金を全額減額、それからあちこちありますが、10ページの下段の歳出の諸支出金の一般会計繰出金を増額をいたすものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 議案第30号（専決第4号）高鍋町税条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

本年度の税制改正における地方税法の改正ですが、量的には比較的小規模なものと言われておりますけれども、年少扶養控除の廃止を含めました個人所得課税の諸控除の見直しやたばこ税率の見直し、それから公的年金等所得に係る徴収方法の見直し、それから金融証券税制の改正など結構幅広いものとなっております。

今回、この臨時議会に上程させていただきましたものは、先ほどの提案理由にもございましたけれども、その地方税法とあわせて高鍋町税条例を改正して施行すべきものと改正を行わなければ税務事務に支障を来すものをやむを得ず専決処分とさせていただいたものでございます。

では、その内容を説明させていただきます。お手元の議案と後ろのものを条例改正新旧対照表を比較されながら確認いただければよろしいかと思っております。

まず、第44条関係でございますが、町民税の徴収につきまして、65歳以下の方の公的年金等所得に係る住民税所得割額を給与所得に係る税額に合算して、給与からの特別徴収の方法で徴収できるように改めたことによる改正でございます。

昨年の10月から公的年金特別徴収制度が実施されておりますけれども、その結果、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者につきまして、その公的年金等に係る所得割は普通徴収の方法によって徴収されることとなってしまい、新たなる納税の手間が生じることになりました。そこで、その方たちの納税の便宜を図る観点から、今回の見直しをすることになったものでございます。

続きまして、第45条ですけれども、これは44条の項番号の変更による条文整理でございます。

次に、第48条の第6項関係ですけれども、今回の税制改正におきましては、還付加算金の起算日の改正とか精算所得課税の廃止などといった国税、地方税等にあわせた法人課

税の改正が多く行われまして、法人税法の改正とともにあわせて地方税法も改正がされました。この第6項の改正は、法人間の連結納税制度活用の推進目的にその関係を規制してある法人税法上の条文、これが改正されたために条文を整理したものでございます。

次が附則の第20条関係、4と5がございますけれども、これは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の題名が改まったことによります条例改正でございます。「租税条約」が「租税条約等」へ改正されておりますけれども、これは租税条約だけでなく、租税情報交換協定も含んだことによりましての改正ということでございます。

上位法とか関連法令の改正に伴う文言、それから条文番号等の整理を行うものが主になっておりますけれども、議案第30号（専決第4号）高鍋町税条例の一部改正についての詳細説明は以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）については、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 出産育児の費用が上げられておりますけれども、担当課の説明の中で、自分たちの見込みよりも上回ったために行ったということがありましたけれども、上回ることはうれしいことだと思うんですが、大体予想していた数とあわせて国保関連ではありますけれども、出生数が平成21年度分は大体どれぐらいになってきているのかということ、もしお手元に資料があれば、全体の出生数をできれば教えていただきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 出生数の見込みでございますが、ちなみに平成20年度の決算でいきますと30件でございます。21年度当初ではプラス5件をいたしまして35件というふうに見込んでおりましたが、9月の補正をさせていただいたときにプラス5件、合計40件ということで見込みを出していましたが、2月末で44件、9月の補正時から4件ほど見込みを上回ったということに起因して今回補正をさせていただいたものでございます。

ちなみに、町全体の出生者数ですが、平成21年4月1日現在は193名でございます。今年4月1日現在は204名ということでございますので、前年同月に比べると11名ほどふえているという状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほど町長の説明の中で、レセプトの過誤によるものということがありましたけれども、これは一体どれぐらいの件数があったのかということ。

それから、私は当初のこの老人保健特別会計について、このような多額の費用を予定しないといけないのかと、もう整理の年になるのにやはり金額的に大きいのではないかということをおし上げたと思うんですけれども、結果的には、一般会計繰り出しをできるという状況が生まれてきていますけれども、精算としてはもうこれで十分ということで思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 過誤の件数でございますが、これは2件でございます。

それから、当初見込みが多かったのではないかという御質問でございますが、平成23年3月まで遅延、それから過誤の請求が発生してまいります。現在のところ、現在の状況で推移していくということが見込まれますので、これでおおむね推移していくんじ

やないかなというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）平成21年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第3号）については、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例の一部改正について、質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 今度、条例の一部が改正されるに当たって、65歳以下の方の公的年金を持っていらっしゃる方、これが特別徴収で給与から特別徴収ができるということの改正のようですけれども、このような対象になる人員、高鍋町での人員というのはどれくらいはと把握されているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 今回の改正によりまして給与所得に係る税額と合わせて給与の特別徴収となる対象者の御質疑だろうと思います。現在のところ40名ほどいらっしゃいます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほどの説明の中で、40名ということが普通徴収になると、やはりその分、やっぱり手間暇をかけないといけないということではあるんですけれども、65歳以下の方の公的年金を持っていらっしゃる方で給与のある方というのは、もうほとんどの方が普通徴収を行ったにしても、ほとんど納税をしていただける分野ではないかなというふうに思うんです。だから、それをあえてする必要があるのかなと、これは上位法の問題、関係であるからされたというのはわかるんですけれども、特別徴収でできるということですので、これがすべての方に対象になるのかどうかというのは私もわかりませんが、それは判断だろうと思うんですが、どうなのでしょう。やはりそれが普通徴収ではだめだと。どれくらいの手間暇が省けていくのかなというのを、だから人数が例えば200人、300人という方が対象であるということであれば、それはもう当然そちらのほうがいいかなと思うんですけれども、40名程度ということであれば、当然給与もい

ただいでいらっしゃる方であれば、普通徴収でも納めていただけるということのように思いますが、その辺はどのように判断されたのかお伺いしたいと思います。

それから、企業の連結決算に関して、これはもう以前に改正されているものではあるんですけども、連結決算になって、自治体によっては非常に大きな痛手をこうむる、法人税等で大きな痛手をこうむっているというところも非常に出てきているというふうに聞いているんです。高鍋町ではそういう実態があるのかなのか、またそういうものに対してどういった手だてを講じてきたのかということを含めて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） まず、1点目の御質疑ですけれども、私どもの事務の手間暇を惜しんでという意味ではございませんで、あくまでも納税者、今まで普通徴収でも納め、なおかつ給与でも引かれるという、そういう二度手間の手間を省こうと。なおかつそういうことをやめようではないかということから始まったことでございますし、これが全国に恐らく、昨年の議員の御質疑にもございましたけれども、そういう納税者の利便性を求めるということから今回、全国的にそういう意向が広がって、そういう状況の法改正になったんだろうというふうに思っております。

それと2点目の連結決算に関してのことなんですけれども、当然、数年前にそういう法が変わりました。ただ、法人税法上は、平成14年度から連結納税の制度というのを導入しておりますけれども、法人住民税に関しましては単体法人を納税単位としておりますので、実際連結納税は採用しないということにしております。そういう面では、地方税に今回の法改正によって影響があるものではないというふうな判断をしております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例の一部改正については、承認することに決定をいたしました。

日程第7. 議案第31号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第31号（専決第5号）平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

この議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を賜りますようお願い申し上げます。

この専決処分の理由といたしましては、宮崎県において口蹄疫の緊急防疫対策事業費が4月28日付で専決処分されたことに伴いまして、高鍋町といたしましても独自の自衛防疫対策事業費を追加するため、専決処分したものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ276万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億2,776万8,000円とするものでございます。

歳入では、県支出金の農業費補助金及び財源調整のための繰越金を計上したものでございます。歳出では、消毒業務を担う自衛防疫推進協議会に対する補助金及び町内畜産農家周辺の県道、町道において消毒薬剤を散布するための散水車借上料ほか関連経費を計上したものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） それでは、（専決第5号）平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。※款17県支出金でございますが、4月28日付で宮崎県の補正予算において専決処分されました口蹄疫に関する緊急対策費のうち、初動防疫及び蔓延防止対策のための各地域自衛防疫対策補助金ということでございます。

なお、補助率は2分の1となっております。

款18繰越金は、財源調整のため純繰越金を計上したものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。款6農林水産業費の畜産業費でございますけど、自主消毒ポイントを設置したことに伴いまして消毒作業を講ずる必要がございますが、そのための高鍋町自衛防疫推進協議会に対する補助金及び町内の畜産農家周辺の県道及び町道の消毒薬散布を実施するための散水車の借上料と保険料、また消毒ポイントに設置します移動式トイレの借上料、くみ取り手数料を計上したものでございます。

なお、自衛防疫推進協議会でございますけど、自衛防疫の円滑な推進と畜産の振興に寄与することを目的に、家畜飼養頭数の実態把握や予防注射等を行っておる団体でございます。町、獣医師、農協、農業共済及び生産者の代表者から組織された協議会となっております。

※後段に訂正あり

ります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。（発言する者あり）

申しわけございません。県支出金を款17と申し上げたそうですが、款14でございます。訂正方お願いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から、質疑、討論、採決を行います。

議案第31号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） じゃ、済みません。向こうのほうが早かったかなと思ったんですが。

口蹄疫蔓延防止策のために予算がとられておりますけれども、今までどのような対策を講じてきているのか、またこの予算、この金額で畜産農家の不安解消及び住民への口蹄疫への周知徹底が本当に図れると思っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 発生しましてから順次協議をしながら、内部で。進めておりますが、予算でできるのかと言われると、お金は大変あったほうがいいのかもしれませんが、物もなかなか入ってこない。それからやはりそういった物を探すにもいろいろ考えまして、職員が安いところからちゃんと取り入れているというところがございます。薬品とかそういうことにつきましては、もうある程度一定の価格がありますので、それでやっておりますが、今のところこれで大丈夫と私は思っております。

詳細につきまして担当課長よりまた答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 現在までにとっております口蹄疫に対する防疫体制でございますが、1つに、法定に基づく消毒ポイントの設置、そこに対する人員の派遣、それから自主消毒ポイントの設置、それから道路の消毒を行うための、予算の中でも御説明いたしましたけれども消毒作業を行っております。それから、消毒薬を各畜産農家に配布を2度ほどしております。このことにつきましては、17日、再度もう一度配布予定をしております。

それから、今後各商店街等に順次そういう消毒槽等が行き渡るようないま途中でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 畜産農家の方々から、高鍋町の防疫体制はちょっと悠長に構え過ぎているんじゃないかということが非常に私のほうにも届いています。といいますのは、先ほど、3番目に道路の消毒作業ということ答弁されましたけれども、例えば道路についても、消毒液がやはり車にかかる就非常さびなどを招きやすいということで、道路を

消毒がないようなところをずっと通ってこられていると。そういうことになると、自分で自主的にいろんな自分のところでは蔓延防止策を講じていても、ウイルスをまき散らす人たちがひょっとしたらまじっているかもしれない。そういう状況が出てきているのではないかと。だから、一般の人たちにまで余り責め立てていくと、とにかくいけないのかもしれないけど、鳥インフルエンザだけじゃなくて、今度の新型インフルエンザのときなんかは各学校にも手指消毒とかいろんな保育園関係とかもやったじゃないかと。そういうような感じで、もうほんとに非常に危機的な状況というところが非常にあると。そして、韓国あたりでは1頭発生した場合には3キロ以内についてはもう全頭殺していくということがあるそうなんです。

そういうことを考えたときに、口蹄疫というのが畜産業に対してどんな影響を及ぼしているのかということのをこのときに、できれば住民の方にも知っていただきたい。そして自分たちが、人間がウイルスを運んでいくんだという認識を非常に強く持っていただきたいということ、それは当然高鍋町の役場職員を初め私たち議員にも言えることだろうと思うんですけども、だからそういう畜産農家に対しては、入らない、そこを通らないというところをできるだけ心がけていく方向が必要なんだろうと思うんですが、でも、道路の消毒作業っていった場合、やっぱりしてないところを中心ですつと通られてしまうと。タイヤがある程度1回転するまでの間ぐらいの消毒は必要なんじゃないかということをやったりおっしゃるわけです。私もお話を聞いて、そのとおりにかなというふうに思うんです。

一般の方々には消毒作業をしている横を通りたくないという気持ちは正直な話ちょっとわかるんですけども、やはり農業県であります宮崎県、そしてまた畜産では川南、児湯郡というのは畜産関係ではかなり皆さん頑張っている地域ですので、これがほかの地域まで広がらないような対策というのをやっぱりしっかりとっていく必要があるのではないかと考えておりますけど、それをどのように、例えば畜産農家に対しての消毒作業というのはもう徹底して、ファクスなり電話なりで徹底してしていらっしゃるだろうと思うんです。しかし一般住民、先ほど各商店街にはお願いをしましたということなんですけれども、やはり人がいっぱい出入りするようなところのお店ですね。普通の、ここはたくさんありますよ、大きな商店が。だから、その商店にやはり協力をお願いして、出入り口には消毒用のそういったものを自主的に設置していただけるような要望をしていく必要もあるし、もし自主的にできなければ県のほうにお願いして、やっぱり県のほうからしっかりと対策をとっていただくようなことをしていく必要があるのかなと。

だからこそ、先ほど予算面でちょっと足りないのではないかというふうに思った一番大きな理由は、やはり大きな店舗の前でやっぱりちゃんと農作業用のものを売っていますので、だからそういうところにもやはりちゃんと車のタイヤの消毒なり、そしてやっぱりお店の入り口では靴底の消毒なりというのをしっかりと徹底していく必要があるのではないかとこの提案が畜産農家の方から再三あっております。

私も口蹄疫に対しての認識が非常にまずかったなと思うところもありますので、できれ

ばその辺をどういうふうに考えていらっしゃるのか、今後の予定です。各商店街ということでしたけど、例えば商工会議所の範囲の商店街なのか、それとも高鍋町にある商店街すべてに対してそのことを要望されているのかどうか、設置していくつもりなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） すべてのことを実行する場合に、まず資材が必要です。そして人が必要です。そして金が必要になります。それらのものがそろい次第、すべてのでき得る手を打っていきたくと考えております。ただし、それはいずれも法に基づいた措置を最低限やっていこうと思います。商店街等については、自主的な受け入れを依頼しております。強制的にできるものでもございません。また、消毒槽等の設置をする場合におきましても、他町におきましては事故等発生しておりますので、そういうことも考えながらやっていかないと違う問題が発生する可能性がございます。

それから、タイヤの消毒というお話がございましたが、私どもは、道路等に、道路周辺に落ちた口蹄疫のウイルスを消毒するために散水車を回しております。タイヤを消毒するためのものではございません。そういうふうにして、地域にあるウイルスの量を減らすための行動をしているところでございますから、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） それから、これは要望の域になるかと思うんですけども、畜産農家の皆さんから出てきたのは、こういうお話が出てきました。もうこんなにしても頭の痛い時期に固定資産の通知が来たと、納付の。それを見たときに、もうほんとに、何を考えているのかということをお話されたときに、私も、やっぱりそこまで思いが至らなかったというふうには思うんですけども、もうこっちは生きるか死ぬかの生活をしているときに、何かということをおっしゃって、随分お話をさせていただいたんですけども、お話をしていくうちに、じゃどういう手だてが高鍋町としてとれていくと思われまして、どういう要望がじゃあるんでしょうかということをお伺いしたところ、畜舎にかかわる固定資産税の減免、免除を何とかしていただけないかと。これは高鍋町で非常に難しい問題ではあるけれども、町長にぜひそのことを訴えてほしい。そうしていかないと、もう今畜産農家は毎日毎日の1頭のえさ代、もう相当かかっていく。そして牛は出せない、豚も出せない。移動制限区域に入ればそういうことも、移動もできない。そういうことになってくると、もうどうなるんだろうということを、人件費を除いて相当かかるんだそうです。だから、買い物も高鍋で買うと、先ほどの話のように、川南や都農の人が買いにくるかもしれない。そういうときに西都ならいいだろう、宮崎ならいいだろうといって自分ところの車を全部消毒しながら西都や宮崎に買い物に行っているこの状況を考えていただきたいということを要望されたんです。

だから、とにかく高鍋町でできること、牛の補償というのは高鍋町では当然できうる資

金ではありませんけれども、確かに畜舎にかかわる固定資産税について、減免なり免除なりする方向で、ことしに限ってということも含めて、それが可能かどうかというのはこれからまずお話し合いをしていただかないといけないと思うんですけれども、当然産業振興課のほうではそういうお話を聞いていらっしゃると思います。それを町長にお伝え願って、そのところでお話をさせていただいている状況もあるかと思っておりますけれども、どのような方向性を持っていらっしゃるのかということだけ町長にお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 大変難しい問題で、国、県の動向を見ながら今進めているところでございますが、確かに苦慮されていることはひしひしとわかっております。しかしながら、農家の方が苦慮されている、商売人がつぶれたと、そういうところもありますので、やはりそういった公平性を見ながら、今から対処していかなければならないのかなと思っております。これが減免になるかどうかということは、まだ今協議をしておりますので、協議をして、今後答えを出していきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 川南町の状態が非常に好ましくなく、口蹄疫が南下をしておる状況にあります。そこで、先ほどの中村議員の質問に対してお答えがありましたけれども、高鍋町においては自主消毒ポイントを2箇所設置しているということで、その場所を伺いたいということと、当然ながら生産農家から町長あてに要望が来ておると思っておりますが、いろんな。その点につきましてお伺いを、まず2つ目として伺いたいと思っております。

それと、担当課長の先ほどの答弁の中で、商店街等に対する消毒マット等のお願いということで、法律に従わざるを得ないと、お願いという状況であります。きょうの新聞にありました家畜改良事業団の種牛の移動、これに関して、特例ということにおいての措置ということですが、どこを適用されたのか、まず伺いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 自主消毒ポイントにつきましては、従来からやっております小丸橋北詰が1箇所、それから本日から高鍋大橋北詰が自主消毒ポイントとなります。

それから、家畜改良事業団関係の法的な御質問でございますが、非常に言いづらいところですが、どのような部分を使ってそれが例外規定となったのか、私どもも議員御指摘の不安の部分を持っております。

畜産農家等からの要望につきましては、農協の部会長さんから、道路等の消毒について十分な対策をやっていただきたいと。それから、事後対策について十分やっていただきたいという申し出が部会長さん、副会長さんが来られてお話をされました。町長と私でお伺いをしました。それから、児湯農協からも同様な趣旨の要請が来ております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 農家からの要望ということに関しまして、私初め各議員にもいろ

いろいろ要望等があると思いますけれども、私にきた要望の中に、町長にお願いをしたけれども、現実的にはまだなされないという問題があるわけです。

その中で1点申し上げると、対象農家の近辺の道路に関して、制限を加えていただけないかという話があるわけです。当然、先ほど担当課長が答弁されて、近辺の道路には消毒をしておるといふことではありますが、当然町道であり県道であれば生活道路だから、一般人も当然使うことになっていきますけれども、このような事態になって、何か興味本位で来られる方もいるんじゃないかという生産者の声もあるわけです。それに対する多少のとまりとつか、段階をする必要があるんじゃないかということで、特に大型の施設に関して道路規制をしていただけないかという私に対する要望があり、町長にも申し上げてあるんだがということですが、当然警察との関係もありますでしょうが、そこ辺の段階は、今どのような協議がなされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 道路の通行規制につきましては、口蹄疫に関する場合であれば最大48時間以内の通行規制ができるということになっております。それは、例えば埋却処分等をするときの話でありまして、県の例えば家畜改良事業団のやつは災害というようなとらえ方の中で交通規制をされているというお話でございますが、本町内の八十数箇所の農場のどこどこは規制をしなくてよくて、どこは規制をするんだというようなこともなかなか申しづらく、それぞれを道路規制をかけていくとしますと、規制に係る各道路管理者の許可、それから警察署の申請、それから消防署への申請と出てまいります。救急車、消防車がどのような行動をするのか、そして迂回路の設置、遮断の要員の配置等をしなければならなくなります。すべてをやりますと、人、物、それからほんとに緊急な、人の生命にかかわるような場合に障害を起こす可能性があるということで、個別の、そこはいいね、あそこは悪いねということにお答えできかねない状況であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 道路規制をするに至っては、今課長が答弁されたように、いろんな関係機関との取り組みもありますでしょうけれども、要するに、私が聞きたいのは、川南町がこのような結果になった原因を何とっておられるかということです。本町においてはまだ侵入をしておりませんから、今の状態からすると、県が作成しました防疫マニュアルにおいては阻止できないという現実が今あるんですよ、川南町においては。だからこそ、家畜改良事業団がそれは種牛を所有しておるから、本県の和牛生産に重大な危険をさらすという問題があるかと思っておりますけれども、事業団だけでいいのかと国に言いたいです。発生をしたところは補償を受けますよ。だから全額補償ということでできますけれども、発生していない農家に対しては貸付金しかないわけです。その状態で貸付金であれば返済しなければならないという問題がある。家畜伝染病予防法において、先ほど例外適用の段階もよう答えられんというような状況がある中において、この蔓延がどのようなことで起

こったのかという段階を川南町でもう見てわかるんですよ。だからこそ、私が言いたいの
は、道路規制をしなければならないと申し上げますけれども、これは人がうつしているん
ですよ、確実に。この川南町、都農の段階。だから、人が余り近寄らない、当然住民の方
の自主的な行動にもよりますけど、そこ辺をしていく必要があるんじゃないか。入ったら
もう終わりという状況があるということです、そこ辺を十分町長も考えていただきたい
と。3問しか質問できませんので、そこを担当課長でもいいですが、蔓延の原因は何で
あったのか、どう認識しておられるのか、道路の規制の問題をどう今後協議をするのか、
再度伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 県ともいろいろと意見交換をしながら、今議員の申されたように、
人が媒介するといいますか、そういう自動車とか——でありますので、本町といたしまし
ては、タンク車といいますか——を出しまして、それで液を入れまして、畜産農家近辺を
重点的に、県道、町道を、道路を防除して歩いております。これが一番の効き目があるん
じゃないかという私たちの判断でありますので。ほかにまだ課長が答えることがありまし
たら詳細答えますが、私としては今のところそれで防御したいということでやっておりま
す。

それから、薬剤を畜産農家の方々にお配りするときに、毎日朝晩でもいいと。とにかく
自分の畜舎を防疫してください、散布をしていただきたいということで、十分言っており
ます。

それから、今議員が申されたように、人間ということでございますが、確かにそういう
認識の濃い方と薄い方がいらっしゃいますので、私もいろいろな会合を最近全部中止して
おるんですけど、行ったときは一般の方々、関係者じゃない一般の方々にもそういったこ
とを認識していただきたいということで、十分説明をしているところでございます。

私の説明で足りないところは課長が説明いたしますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 現時点におきましては、通行規制について考えておりま
せん。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。17番、山本隆俊議員。

○17番（山本 隆俊君） 今、口蹄疫が非常にびっくりするぐらいな速さで進んでいるわ
けですけども、私が昔お世話になっておりました尾鈴農協、そしてまたえびののほうに
も5年間お世話になっていたわけですけども、何かおかしなような気がするわけですけ
れども、大変農家の方々には心配をされております。私たちが考えている以上に、やはり深
刻な問題として受けとめておられるということです。

高鍋町も高鍋町なりに一生懸命努力はされていると思いますけれども、私が考えますに、
何かやはり形として残しておかないと、先ほど中村議員からも話がありましたけれども、

そういう消毒マットの上を通らせて通行していただくとか、散水車の話も出ましたけれども、決して悪いとは思いません。しかし、乾燥してまいりますと、後に見えない、残らない。だから高鍋町は何しよととかというような声が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

できれば、川南町から来る車両、人、すべてその防疫ポイントを通っていただくような形が一番いいわけでしょうけれども、何か話を聞いてみますと、今切原に折れている坂ですね。あそこを通って川南からかなりの人が来ると。1分間に数えてみたら、1分間に20台ぐらい通ったですわというような話もされます。正祐寺のほう、家床のほう、あそこに消毒ポイントができれば、今度は蛸ノ口のほうに回って上がっていったというふうな車もあるようです。

ですから、町民の方、住民の方、そしてまた通行される方の御理解もいただきながら、やはりそういう、形として残していかなければ、高鍋町のやっていることが生産農家の方々に見えてこないんじゃないかなというような気がいたします。これは今後また検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決をいたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）については承認することに決定をいたしました。

ここで、20分まで休憩をいたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

.....

日程第8. 発議第3号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第8、発議第3号「口蹄疫」の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、永谷政幸議員。

○15番（永谷 政幸君） それでは、私のほうから説明をいたします。

発議第3号「口蹄疫」の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出させていただきます。申しおくれました。平成22年5月14日。

それでは、読み上げて説明にかえさせていただきます。（発言する者あり）失礼しました。提出者、高鍋町議会議員、永谷政幸。賛同者、春成勇——賛成者、大庭隆昭、黒木正建、水町茂各議員でございます。

それでは、読み上げて説明にかえさせていただきます。

「口蹄疫」の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める意見書、今年4月、宮崎県内で発生した家畜伝染病口蹄疫については、拡散防止や感染を最小限度に食いとめるため、家畜伝染病予防法に基づき万全の防疫体制を講じ、畜産農家の皆様方の不安を一日も早く解消させるとともに、畜産関係団体などの生産・出荷態勢が早急に確立されるよう県、関係機関と一体となって懸命に取り組んできたところであるが、感染は拡大する兆しを見せている。

本県の畜産は、農業算出額の6割を占め、生産から流通加工に至るすそ野の広い産業であり、今回の口蹄疫発生は、畜産農家のみならず、地域経済全体に大きな影響を与えることが懸念されている。

特に、児湯郡域は、県内でも有数の畜産農家が存在する地域であり、関連産業とともに地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしており、極めて深刻な状況のもとで、早急な支援対策を必要としている。

引き続き本県が食料供給県として自信を持ちながら、安全・安心な農畜産物を安定的に供給していくため、畜産経営者及び関連産業の安定経営に向けた支援資金の助成や支援策の創設並びに特別交付税による各種関係機関が要した経費の補てん等下記事項について、国において特段の措置を図られるよう強く要望する。

記。1、今回発生した一連の家畜伝染病口蹄疫原因の究明及び再発防止策。

2、風評被害に対する国の積極的な支援と国民に対する的確・迅速な情報提供。

3、発生農場及び移動制限区域内農場への経営支援金及び処分費用の助成。

4、発生農場及び移動制限区域内の食肉施設等への支援制度の確立。

5、移動制限による農家の損失に対する速やかな助成。

6、口蹄疫の発生に伴い、市町村や関係機関、団体が要した経費について特別交付税を含む十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年5月14日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先、内閣総理大臣鳩山由紀夫様、内閣官房長官平野博文様、財務大臣菅直人様、農林水産大臣赤松広隆様。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号「口蹄疫」の発生に伴う総合的な支援対策の早期実施を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。平成22年第2回高鍋町議会臨時会を閉会をいたします。

この後、直ちに議員協議会を開催をしたいと思っておりますので、お集まりを願いたいと思っております。

午前11時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員